

## 令和5年9月清須市議会定例会会議録

令和5年9月6日、令和5年9月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤奈美  | 2番  | 浅妻奈々子 |
| 3番  | 齊藤紗綾香 | 4番  | 土本千亜紀 |
| 5番  | 松岡繁知  | 6番  | 山内徳彦  |
| 7番  | 富田雄二  | 8番  | 松川秀康  |
| 9番  | 大塚祥之  | 10番 | 小崎進一  |
| 11番 | 飛永勝次  | 12番 | 野々部 享 |
| 13番 | 岡山克彦  | 14番 | 林 真子  |
| 15番 | 加藤光則  | 16番 | 高橋哲生  |
| 17番 | 伊藤嘉起  | 18番 | 久野 茂  |
| 19番 | 浅井泰三  | 20番 | 成田義之  |
| 21番 | 天野武藏  |     |       |

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 永 | 田 | 純 | 夫 |   |   |
| 副 | 市 | 長 | 葛 | 谷 | 賢 | 二 |   |
| 教 | 育 | 長 | 天 | 埜 | 幸 | 治 |   |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 河 | 口 | 直 | 彦 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 岩 | 田 | 喜 | 一 |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 危機管理部 長           | 丹羽 久 登  |
| 市民環境部 長           | 石田 隆    |
| 健康福祉部 長           | 加藤 久 喜  |
| 建設部 長             | 長谷川 久 高 |
| 会計管理者             | 三輪 好 邦  |
| 教育部 長             | 石黒 直 人  |
| 監査委員事務局 長         | 吉田 敬    |
| 総務部次長兼総務課 長       | 楢本 雄 介  |
| 総務部次長兼財産管理課 長     | 飯田 英 晴  |
| 総務部次長兼収納課 長       | 辻 清 岳   |
| 市民環境部次長兼生活環境課 長   | 松村 和 浩  |
| 健康福祉部次長兼子育て支援課 長  | 吉野 厚 之  |
| 健康福祉部次長兼健康推進課 長   | 古川 伊都子  |
| 建設部 参事            | 猿渡 一 樹  |
| 人事秘書課 長           | 岡田 善 紀  |
| 企画政策課 長           | 林 智 雄   |
| 企業誘致課 長           | 沢田 茂    |
| 財政課 長             | 服部 浩 之  |
| 税務課 長             | 渡辺 由利子  |
| 危機管理課 長           | 舟橋 監 司  |
| 市民課 長             | 藏城 浩 司  |
| 保険年金課 長           | 浅野 英 樹  |
| 産業課 長             | 梶浦 庄 治  |
| 西枇杷島市民サービスセンター所 長 | 下村 辰 之  |
| 清洲市民サービスセンター所 長   | 石田 讓    |
| 春日市民サービスセンター所 長   | 佐藤 嘉 起  |
| 社会福祉課 長           | 鈴木 許 行  |
| 高齢福祉課 長           | 寺社下 葉 子 |
| 土木課 長             | 村瀬 巧    |

|                |         |
|----------------|---------|
| 都 市 計 画 課 長    | 鈴 木 雅 貴 |
| 上 下 水 道 課 長    | 伊 藤 嘉 規 |
| 新清洲駅周辺まちづくり課長  | 前 田 敬 春 |
| 会 計 課 長        | 平 野 嘉 也 |
| 学 校 教 育 課 長    | 瀬 尾 光   |
| 生 涯 学 習 課 長    | 大 沼 賀 敬 |
| ス ポ ー ツ 課 長    | 高 山 敬   |
| 学校給食センター管理事務所長 | 吉 田 剛   |
| 監 査 課 長        | 木 全 信 行 |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

|                |         |
|----------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長    | 後 藤 邦 夫 |
| 議会事務局次長兼議事調査課長 | 鹿 島 康 浩 |
| 議 事 調 査 課 係 長  | 炭 竈 愛 子 |

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 認定第 1 号 令和4年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和4年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和4年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第 7 議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第45号 令和4年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 9 議案第46号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第5号）案
- 日程第10 議案第47号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第11 議案第48号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第12 議案第49号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

日程第13 発議第 3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 0名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日、議題としております各議案については、8月30日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題として質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、議会申合せ事項第47号の規定により、一般質問と同様となっております。

日程第1、認定第1号から日程第12、議案第49号までを一括議題といたします。

去る9月1日までにお一人の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号15番、加藤光則です。私は、認定第2号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について、そして認定第3号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定について、さらには議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案について議案質疑をさせていただきます。

初めに、認定第2号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

①就学前までの子どもの均等割保険料5割軽減の対象数と額を伺います。

②県に支払う介護納付金と被保険者から徴収する2号被保険者保険税の額を伺います。

③資産割の廃止、そして所得割・均等割の引き上げが行われましたが、保険税を払い切れないなどの加入者の納税相談の実態（短期保険証）などについて伺います。

④特定健康診査の検査の受診率をどのように捉えているのか伺います。

2つ目、認定第3号 令和4年度清須市介護保険特別会計決算認定についてであります。

①保険料の第一段階から第三段階は、別枠公費により、それぞれ賦課割合が軽減され公費が投入されていますが、その段階ごとの人数及び内訳額を伺います。

②介護保険料と必要保険料の差額とその要因を伺います。

③基金の原資の内訳を伺います。

3つ目、最後であります。議案第44号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案についてであります。

印鑑証明がスマートフォンに機能が搭載されることによりコンビニ交付ができるそうではありますが、この間コンビニ交付システムにおいてトラブルが起きているが、セキュリティ対策と管理リスクについて伺います。

以上であります。答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

初めに、1の①の質疑に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

①についてお答えさせていただきます。

未就学児均等割5割軽減の対象者は374人、軽減額は409万390円です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

均等割額1人あたり医療分と後期高齢者支援金分があるわけではありますが、現在は低所得者に対しては応益保険料の軽減措置が7、5、2の軽減が行われているわけですが、今回新たに子どもの均等割保険料の5割軽減を令和4年度から行ったわけであります。そうすると、軽減割合というのは7、5、2がどういうふうに変わっていくのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず、軽減のほうですね、7割、5割、2割軽減の後に均等割の半額を軽減するものでございます。

7割軽減につきましては、均等割1人あたり1万260円が5千130円、5割軽減が1万7千100円が8千550円に、2割軽減が2万7千360円が1万3千680円に、軽減なしの方につきましては、3万4千200円が1万7千100円となります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ありがとうございます。

現在、本市の場合、7、5、2にさらに子どもについては5割軽減ということで今、額を伺ったわけですが、その割合というのはさらに細かく分かりますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

割合では7割軽減の方が90人、24.06%です。5割軽減の方が48人、12.83%でございます。2割軽減の方が36人で9.63%、計としましては、割合としまして46.52%でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

非常に多くの方がこうやって軽減されるということはいいことではありますが、保険財政との関係で財源というのは、本市の地方負担分はどういうふうになっていくのか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

これにつきましては国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

当初、地方交付税措置だということによっておられて、私も言われた当時は市の負担はないと思っていたんですが、これは市が4分の1という負担割合だということですね。これは地方交付税で入ってくると、そういう認識でよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

そのように伺っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

保険財政の中でいろいろ後からまたお聞きしますが、1つは保険基盤安定繰入金、こういうのがあるわけですが、1つは応益分の軽減、さっき言われた7割、5割、2割があるわけですが、もう1つは、低所得者の数に応じて入ってくるお金が基盤安定繰入金にあると思うわけですが、本市の場合、令和4年度見ると2億6千700万円が繰入金ということになっているんですけれども、若干増えているわけですが、この要因と中身について教えていただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

軽減につきましても、まず内訳でございますが、先ほど申しましたとおり子どもと一緒に、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となっております。一旦、一般会計に国と県分が入りまして、市の分を足して国保特別会計のほうに繰り入れるというものでございます。

基盤安定の額でございますが、数年前から徐々に増えているというところでございます。これにつきましては保険税を上げているということもありますので、その分軽減される方も増えている。よって、繰り入れている額も増えているという状況になっていると認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

さっき言いましたけど、応益分のものと低所得者の数に応じてという分があると思うんですが、その辺はどう考えたらいいのかなと思うんですが。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

保険基盤安定につきましては軽減分のみとなっておりますので、低所得者のパターンというものではございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ということは、保険者支援金分というのは今回のこれには入っていない、応益分だけだという認識でよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

浅野でございます。

保険基盤につきましては軽減全てになりますので、医療支援分、介護分全ての軽減分となります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

また詳しく聞きます。

2つ目の回答をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質疑に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長、浅野でございます。

②についてお答えさせていただきます。

令和4年度に県に支払った国保事業費納付金のうち介護納付金は1億7千19万4千778円です。国民健康保険税のうち介護納付金は、現年度課税分滞納繰越分を合わせまして1億2千880万8千193円です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

介護納付金についてであります。確定金額は次々年度というか、概算金額との過不足分が生じるわけですが、当該年度の介護納付金と概算額と相殺するということであると思うわけですが、今言われた第2号被保険者の保険税が介護納付金との関係で大きく差があるわけですが、これについてはどういうふうに考えたらいいかまずお伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

この差額約4千100万円でございます。現在、本市につきましては、県の示す標準的な収納率に達していないということでありますので、差額につきましては一般会計からの繰入金にて賄っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

繰入金だということでもあります。そういうことで国民健康保険という保険があつて、しかし今回、介護納付金というのものもあるわけですから、他の目的で徴収された保険税が介護保険の第2号被保険者保険料として国民健康保険財政から支出されて、制度の受益者と負担者というのが異なることが1つは大きな課題があるのではないかなと思うわけでもあります。もちろん40歳から44歳以外の国民健康保険者も見えるわけでもありますから。この問題について自治体の94%が、法定外繰入れの目的は保険料とか税の負担緩和を図るためだということが、当局も読まれている国保新聞にも書いてあったわけでもありますけれども、自治体が行うこの法定外繰入れというのは加入者負担を軽減しておつて今後も継続すべきであるということはこれを1つ取ってみても分かるわけですが、その辺については法定外繰入れについてはどうお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

この繰入金につきましては法定・法定外を合わせてでございます。なるべく軽減等していただいて、軽減の方で繰入額を増やしていければなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今おっしゃったように、なるべく軽減する額増やしていくということは私も大事だと思いますので、どうあるべきかというところでは、保険税の試算の中でこうやって介護納付金もあるということですので、ぜひしっかりその辺のところを押さえておきたいと思っております。

③の回答をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質疑に対し、辻総務部次長兼収納課長、答弁。

総務部次長兼収納課長（辻 清岳君）

収納課長の辻です。

1の③の質問についてお答えいたします。

国民健康保険の被保険者証の更新は2年ごとに実施されており、直近の更新は令和4年度でし

た。令和4年7月31日現在で、令和3年度以前の国民健康保険税に滞納がある納税義務者に対して、短期被保険者証の交付予告通知書を8月10日に発送いたしました。通知書を受け取った方は、短期被保険者証交付の前に収納課で納税相談を受け、未納明細書に収納課職員が押印したものを保険年金課に提示をして短期の被保険者証を受領する流れとなっております。

納税相談の内容は、納税義務者によって様々でございますが、収入や支出など生活状況の聞き取りを行い、適切な納税相談を行っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、流れも含めて相談で適切にやっていただいておりますということだと思います。短期保険証の発行世帯ですね、これをまずお聞きしたいわけですがけれども、2020年と2021年は大きな差があるわけですがけれども、令和4年度はどんな状況だったのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼収納課長（辻 清岳君）

令和4年8月時点で予告通知書を発送した納税義務者は719名の方でございました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

さっきも言いましたが、私が前お聞きしたときには、2020年が218、2021年が538ということで、令和4年度の8月が719ということで数を見ると非常に増えているわけでありまして。社会保険料は増加傾向にあって、直近30年間で負担率が1.5倍になってきたということを言われています。さらには、物価が上昇することによる実質的な賃金の減少、昔からいうインフレが起こるときには社会的な弱者の人たちが犠牲になることが多い、こう言われているわけですが、このように国保の被保険者には特に影響が出ているのではないかとこのことをこの実態から見ても私は思うわけでありまして。

国保の被保険者は65歳から74歳が約4割強、所得が200万円未満が7割を超えているわ

けであります。今、短期保険証の実態を見てお聞きしても非常に大変な状況に追い込まれているなということが伺えるわけで、もう少し詳しく聞きたいんですが、収納課の皆さんは日々いろいろ相談を受けておるわけですので、滞納者の実態はどういう状況にあるのかというところの実態をお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼収納課長（辻 清岳君）

令和4年度におきましては、その前にありましたようなコロナ禍に係るような生活の収入が減ったというようなことはほとんど聞かれなくなりまして、令和4年度はだんだん月が進むにつれ電気代やガス代、その他の物価の高騰などで生活が厳しくなって税金が一度に支払うのが困難であるというような方が増えてきたというのは感じておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

まさに生活が本当に大変な状況になっていると。逆に、賃金が目減りする中でも社会保険料が増加しているという実態があるということでもあります。こういう実態をしっかり踏まえていただいて納税相談もしていただきたいし、いよいよ次年度の国保の保険税についての今審議が行われるわけですがけれども、ぜひ軽減措置も含めて減免、その他でいろいろな手だてを取っていただきたいということを申し述べておきます。

4番目の答えをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質疑に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。

1の④についてお答えいたします。

本市における特定健康診査の受診率は、コロナ禍前の令和元年度では43.6%であり、県平均の40.1%と比較して高い受診率でしたが、コロナ禍の令和2年度、3年度の受診率は、感染予防のため集団健診を中止したことや健診受診控えもあったことから、35%程度となりました。

た。令和4年度は集団健診を再開したこともあり、受診率は38%程度に回復しています。

受診率の向上には、がん検診との同時実施や個別健診と集団健診の併用など、市民にとって受診しやすい体制整備の構築が必要と捉えています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

お答えいただいたわけですが、行政評価を見ると特定健診の受診率が基準値が44.6%に対し、令和4年度推計、今おっしゃった38.6%となっているわけでありまして。少しずつ微増していますが、おっしゃったようにまだまだ低いわけでありまして。県内を見るといろいろ順位があるわけですが、本市はどんな状況なのか伺いたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

本市におきましては、受診率はコロナ禍前は県下の平均よりも受診率はよい状況でしたけれども、コロナ禍の令和2年、3年度については平均よりも低い状況でした。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

先ほどから平均よりも低いということでありまして。パーセンテージでありますけれども、これは人数でいうとどんなもんなんですかね。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

令和2年度の受診者数は2千922人、令和3年度は2千983人でした。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

これはなぜお聞きしたかといいますと、国保は県が運営、市は窓口を担っているわけでありま  
す。市は被保険者から保険税を徴収して、被保険者に代わって医療機関に医療費を支給するとい  
う仕組みだと思えます。この保険給付費が40億3千149万1千697円であります。これが  
医療を受けた際の自己負担以外の公費に当たる部分だと思っております。

そして、県は、本市が支給した約40億円分の給付について、先ほど課長も言われたんですが、  
一旦は補助金の名目で市に支払うわけでありまして。一方で、残りの50%に当たる約20億円は  
被保険者から清須市を経由して県に支払うべき納付金であります。本市は令和4年度は17億  
7千832万円になっているわけです。これは負担割合以外にさらに特定健診事業などの上乗せ  
があるわけでありまして。保険者努力支援制度もあるわけでありまして、こういった制度を使うと  
どれくらい上乗せ分があるのかというのがお聞きしたいわけでありまして。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

この努力支援制度につきましての点数なんですけれども、令和4年度につきましては960点  
満点のうち大きな点数につきまして特定健診保健指導、それから収納率の向上等々あります。清  
須市につきましては、交付金としまして約1千130万円ほどもらっております。被保険者1人  
あたりにつきましては約1千円弱というところでございます。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

こういう制度があるということでありまして。それで、非常に健康が何よりでもありますし、医  
療費などに応じて保険税が変化していくわけでありまして。医療費が高いと保険税も上がって負担  
増となる可能性も出てくるわけでありまして、特定健診の受診率の向上は市民の皆さんの健康面  
での効果もあるだけでなく、今、言われたように、国保運営においても非常に波及効果をもたら  
すものであります。

コロナ禍前とコロナ禍後が受診率が大きくまだまだ開きが出てきておるわけですが、この実績

値がまだ今微増はしておるんですけども、コロナ禍前に戻らないということに対して何か課題があるのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

コロナ禍におきましては受診控えがあったというふうに思われますし、集団健診を中止したことが大きな理由だというふうに捉えております。

本市におきましては、受診率の向上のために毎年5月号の広報のほうには特定健診の御案内チラシ、7月には国保納税通知書に健診受診勧奨通知を同封したり、10月には、過去3年間の継続的に実施していない方等に対して再勧奨のはがきを送付しております。

また、健診受診者に対しては、市内事業所や店舗のサービスが活用できる「OTOKUDA信長クーポン」を配付し、インセンティブを設けております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろやられて努力されとるということでもあります。今後の受診率の向上を見ていきたいと思うわけではありますが、1つ、先ほどからいろいろ御答弁いただいております。特に、コロナ禍で健康推進課の皆さんも大変な御苦勞をされておるわけでもあります。そういう中でこういった健診もやっていくということでもあります。

所管も国保のほうと健康推進課と分かれておるわけですけども、その辺の連携というのは、受診率をさらに向上していく上での何か難しさがあるのかないのか、その辺をお聞きしておきます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課、古川です。

先ほど言いました健診の受診勧奨につきましては、保険年金課と協力いたしまして通知文の内容を検討させていただいたりだとか、通知できるものについて検討をしたり連携を図っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

連携を図るとのことですので、しっかりやっていただきたいということをさらにお願いいたします。

しかし、課題も国保の方も健康推進課の方も、まさにコロナ禍を通じていろいろなところでいろんな業務がさらに覆い被さってきとる状況もありますので、今後の受診率の動向をしっかりと見て、私のほうも、またいろいろな面で御意見させていただきたいなと思いますので、しっかり頑張ってくださいと思います。

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質疑に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

①の御質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度の低所得者負担軽減の人数と公費負担の金額は、第1段階の対象者数2千121人に対して負担金額3千33万300円、第2段階の対象者1千307人に対して負担金額1千855万9千400円、また、第3段階の対象者数1千271人に対して負担金額は457万5千600円となりました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、本当に非常に大変な状況にあって、先ほども言いましたけれども、第1段階、第2段階、第3段階、これだけの人がみえて公費が投入されている現実があるわけでありまして。それで、平成27年から介護保険法が改正されて、公費を投入して低所得者の保険料の軽減が行っているわけでありまして、基準額に対する割合を国の基準から引き下げて、第1段階を0.50、0.30、第2段階を0.70、0.50、第3段階0.75、0.70で低所得者の負担軽減を行

っているということではありますが、その負担割合というのは国の基準から引き下げた分がどういふふうにかえたらいいかということをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

国の基準から引き下げて徴収をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

トータルの額が先ほど言われた額だということに理解しておきます。

そしたら、第1号被保険者の負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比率に基づき3年ごとの見直しがあるわけでありまして。それで、第8期は第1号被保険者が23、第2号被保険者が27となっているわけでありまして。その上で、②のお答えをいただきたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質疑に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

②の御質問にお答えをさせていただきます。

第8期の介護保険料は、令和3年度から令和5年度までの3年間の第1号被保険者数や介護認定者数をもとに、計画期間内の各サービス給付費や施設利用給付等を勘案して保険料基準額を5千939円としております。

第8期介護保険事業計画での第1号被保険者数や認定者数は当初の見込み計画値と大きな違いがないことから、介護保険料と必要保険料の差額の要因については、認定者数の増加に対して、コロナ禍におけるサービスの利用控え、事業所の休止・廃止等により給付額が当初見込額より比較して少なかったことと捉えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、要因が述べられました。

それですね、令和4年度の決算で5千939円が第8期の基準額であります。令和4年度の保険料の基準額を計算するとどういふふうに実態的になっておるかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

令和4年度に関しましては、先ほどお伝えさせていただいたとおり、コロナ禍におけるサービスの利用控えや事業所の休止などにより、比較して当初見込額より少なかった状況です。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

基準額の金額としては計算式あるわけですが、標準給付費とか地域支援事業費とか、いろいろその年度によって8期も令和3年、令和4年、令和5年と違って来るわけでありまして、令和4年度についてはどんな額になったかというのは、数はまだ出てないわけですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

保険料の基準額につきましては3年間の計画期間で算定するものですので、令和4年度単年で算定することは難しいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

難しいということではありますが、やっているところもありますので、できたらその年度ごとに一度検討されるといいかなと思うわけでありまして。それで、この差額の要因ということで先ほど述べられて、いろいろ事業者の問題や数の増加や、そういうのを手控えた要因ということがあります。様々な要因があるということとその差額が出ておるわけでありまして。

その上で3番目の答えをいただきたいと思っております。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、2の③の質疑に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

③の御質問にお答えをさせていただきます。

介護給付費準備基金は、計画年度期間内に必要な給付等に対して3年間にて順次活用するもので、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしております。年度ごとの決算後に保険料の余剰が生じた場合には、介護給付費準備基金に積立てをしております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

令和4年度の額を見ると1億5千509万9千668円で、前年度比で186%だったと思います。取崩額が4千413万5千円ということであります。この取崩しと積立ての関係から見てどういふふうな考えがあるのか伺いたいんですが、まず、取崩しはどういったところに使ったわけですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

取り崩した部分につきましては、今年度の介護給付費に使っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

先ほど御質問しましたが、介護保険料と必要保険料の差額の要因をるる述べられたわけであります。そういう中で、結局、令和4年度末残高が4億6千174万7千318円ということになっております。この原資というのは、今、課長もおっしゃられたように、安定的な保険運営のために貯めとくんだということだと思いますけれども、本市の場合、安定的な保険運営のために必要な額は幾らぐらいだということを考えているのか質問します。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

介護保険給付費等準備基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たすものと考えております。必要以上の基金を保有することは適切ではありませんので、安定的な保険運営のために基金の活用については精査をまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

精査していくということですが、今の質問では、本市の今までの実績を含めて、必要な額は幾らぐらいと考えているのかということに対しては明確な回答を得られなかったわけであり、介護保険料の負担が非常に重いという声をたくさん聞くわけであり、保険料の引下げを強く求められているわけですが、国保でも言いましたけれども、暮らしは一段と厳しくなっておって、負担増に対しては本当に許されん状況があるわけであり、介護給付費準備基金を活用していくことを含めて、保険料の区分の多段階化、さらには国庫負担の増額を実現させていく、あらゆる手だてを尽くしていくことが求められています。いよいよ第9期に向けて、今、審議が行われていると思いますが、しっかり今の中身も分析していただいて、本当に皆さん方の声に応じていただくような協議を行っていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

最後、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、3の質疑に対し、藏城市民課長、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

市民課、藏城です。

3の質問につきましてお答えいたします。

コンビニエンスストア等に設置の多機能端末、いわゆるマルチコピー機から利用者が証明書の交付申請を行いますと、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに申請情報と利用者電子証明書の情報が送信されます。電子証明書の有効性の照合により本人確認ができた申請について自治体の証明書発行サーバーに情報が送信され、戸籍システム及び住民基本台帳システム

から証明書発行サーバーを介して証明書を発行し、PDFファイルに変換してデータを送信するため、改ざんができなくなります。情報の送受信には専用の回線を使用し、外部からのアクセスができない仕組みとなっており、セキュリティが確保されています。

また、今年に入り問題となっていますコンビニエンスストア等での証明書の誤発行は、自治体の戸籍及び住民基本台帳のシステムからコンビニエンスストア等で交付する証明書に変換するための証明書発行サーバーにおいて更新プログラムが未適用であったため発生したものになります。これは特定の事業者が運用しますサーバーでのみ発生した事象であり、本市が契約する事業者とは異なるため、本市での誤発行は起きておりません。

なお、今回の事象を受け改めて点検を行い、問題がないことを確認しており、リスクの管理もできているものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

他の自治体でのトラブル問題は、今聞いていると、別の業者だからだけでは私は不安は解消されないと思うわけであります。実際に印鑑登録にしてもいろいろな自治体で他の方の削除した印鑑証明が出たという事案も起きているわけであります。そういう中であって、5月11日よりAndroid向けにマイナンバーカードの電子証明書機能の搭載が始まったことによって、本条例ではスマートフォンを使用することを追加していくということであります。これは新たにスマホ向けに電子証明書を発行するという段取りのようでありますけれども、一方では、管理リスクも大きなものになっていくと思います。

例えば、機種変更とかスマホの下取り、売却、破損する場合には、スマホ電子証明書の失効手続きをユーザー自身で行わなければならないという課題もあるわけであります。また、故障で修理に出す際にも電子証明書の一時的利用停止を行わなければならない。さらに、今回、今はAndroidだけでどんどん枠を増やしていこうというスマホの課題があるわけであります。国がマイナンバーカードをスマホ化していこうという流れは多くの国民の不安や疑問などを置き去りにした全国民のセキュリティとの引き換えに利用拡大を進めていこうというものであると思うわけでありますが、本市の場合、今でもいろいろな課題が出てきてスマホ化していこうとしている電子証明の問題についてしっかりやっていくという認識だと思いますが、今の中で本市の市民から

何か声が寄せられているようなことはないか質問させていただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

現在のところ、議員御質問のようなお問合せをいただいているようなことはございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

まだまだスマホの利用化についていろんなことが市民の方々に理解されてない部分がありますので、しっかりその辺についても皆さんに周知していく、どういう中身だということもしっかりお話ししていく、そして何かあったときには市としてどういう対応をしていくのか、この辺をしっかり抑えておいていただいて、大変な中でありますけれども、業務に当たっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、議案質疑を終了いたします。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり、各議案等を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第1、認定第1号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号及び日程第4、認定第4号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5、認定第5号及び日程第6、認定第6号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第7、議案第44号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第8、議案第45号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第9、議案第46号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第10、議案第47号、日程第11、議案第48号及び日程第12、議案第49号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第13、発議第3号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、次回の本会議は、9月25日（月）午前9時30分より再開をいたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

（ 時に午前10時13分 散会 ）